

「働き方改革」の取り組みを進めるため

# 訪問支援 を利用してみませんか？

**労働基準監督署の職員**が、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ※ 労働基準監督署の職員が事業場を訪問して、事業場が抱える問題や疑問に、法律的な観点から助言や解決策の提案を行います。
- ※ 事業場の訪問が難しい場合は、監督署においていただいても構いません。
- ※ 普段、労働基準監督署が行う法違反等の是正・指導を目的とする調査・監督ではありませんので、帳簿等を示していただく必要はありません。

残業時間を減らしたいけど、  
どうしたらいい？

会社の労働時間制度を見直したい。  
どのような制度があるの？

36協定の書き方を知りたい。  
36協定の様式はどれを使えば  
いいの？

この機会に就業規則を  
見直したい…

年次有給休暇の年5日の  
取得は、何に注意すると  
いい？

割増賃金の計算方法が  
わからない…

テレワークや副業を導入したい。  
何に注意するの？

このようにお悩みではないですか？

訪問支援をご利用される方は、裏面の申込書にご記入のうえ、郵送又はメールでお申込みください。折り返しご連絡します。また、電話での受付も行っておりますので、お気軽にお電話ください。



# 訪問支援 申込書

〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎1階

留萌労働基準監督署 TEL: 0164-42-0463 メール: rumoirouki@mhlw.go.jp

下記内容をご記入のうえ、留萌労働基準監督署へ郵送又はメールにより申込み願います。

申込後、署の担当職員より、訪問する日程を調整させていただきます。また、電話受付も行っておりますが、その場合は、直接、監督署までご連絡ください。

この申込書は、北海道労働局のホームページ内の「留萌労働基準監督署のお知らせ」に掲載されています。希望される場合は、「留萌労働基準監督署のお知らせ」で検索してください。

事業場名	名称			
	所在地	〒 - (TEL: - - )		
	代表者名		担当者名	
	資本金 (任意)		労働者数	人
訪問希望日 ※□に✓を入れて ください	<input type="checkbox"/> 希望なし <input type="checkbox"/> 希望あり (次のとおり) ( ) ※日程調整後に確定になります			

(ご注意) 郵送等の申し込みだけでは確定になりません。担当者との調整後に確定となります。

## 【ご相談内容】

※相談を希望する項目に○をつけて下さい。(複数選択可)

- 1 改正労働基準法に関する内容
- 2 時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)の締結に関する事
- 3 各種変形労働時間制の採用や労働時間制度全般に関する事
- 4 長時間労働削減に関する好事例
- 5 最低賃金や割増賃金等の計算に関する事
- 6 年次有給休暇の年5日以上の取得について
- 7 就業規則の見直し、テレワーク、兼業・副業の導入について
- 8 その他 ( )